

神奈川県社会的養育推進計画の進捗状況報告

令和2年3月に策定した「神奈川県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）については、前期（令和2年度から令和6年度まで）の最終年度である令和6年度に進捗状況を検証のうえ、後期（令和7年度から令和11年度まで）の計画を見直し、毎年度、「4つの柱」に関する指標等により実態を把握し、里親委託等推進委員会及び社会的養護自立支援協議会において点検・評価を行い、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告するとともに、その結果を公表することとしています。

令和6年度末現在の進捗状況についてご報告いたします。

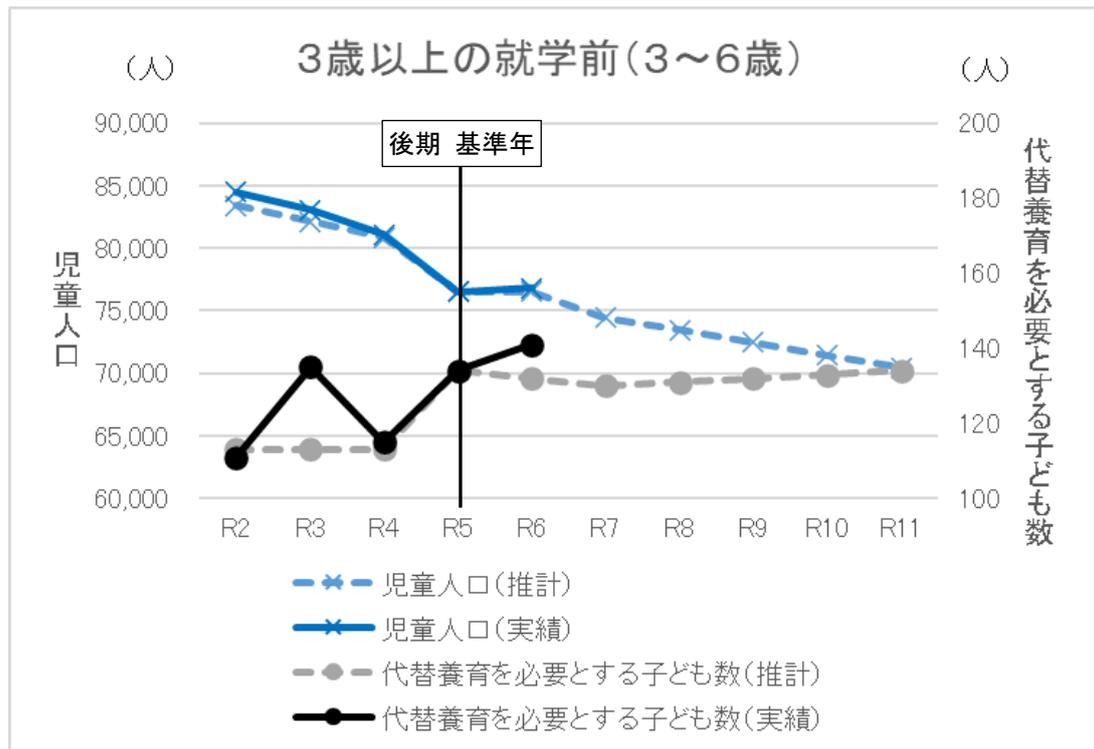
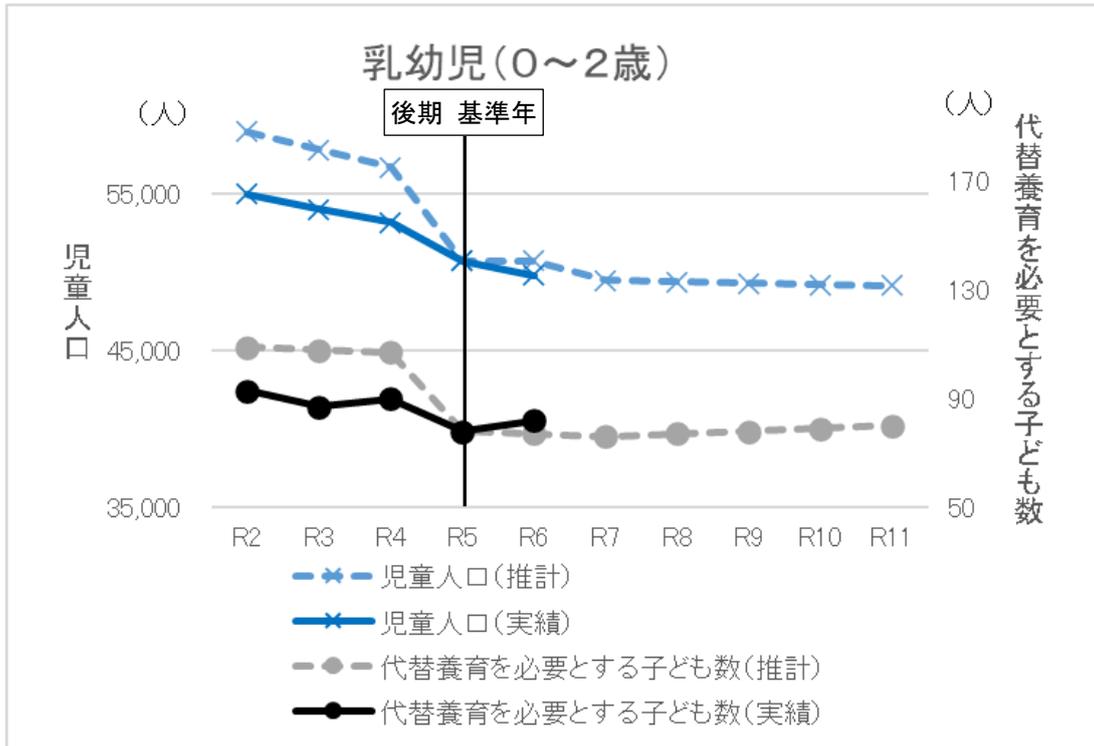
1. 「代替養育の需要量と供給量」について

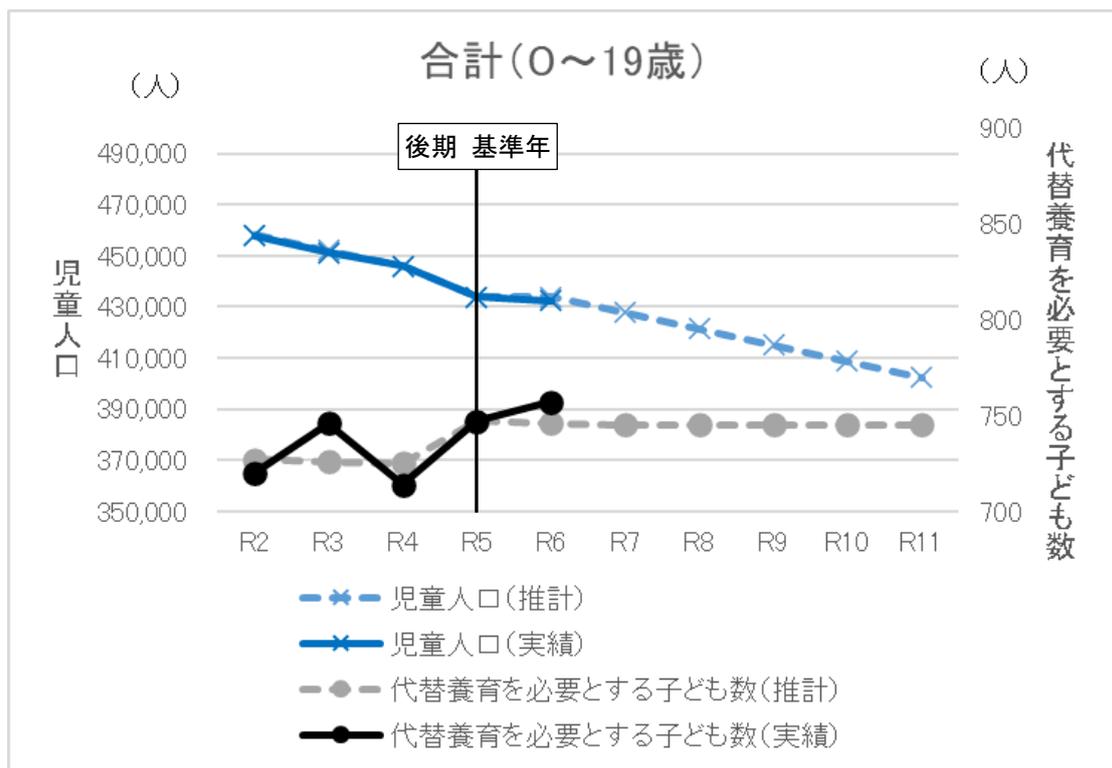
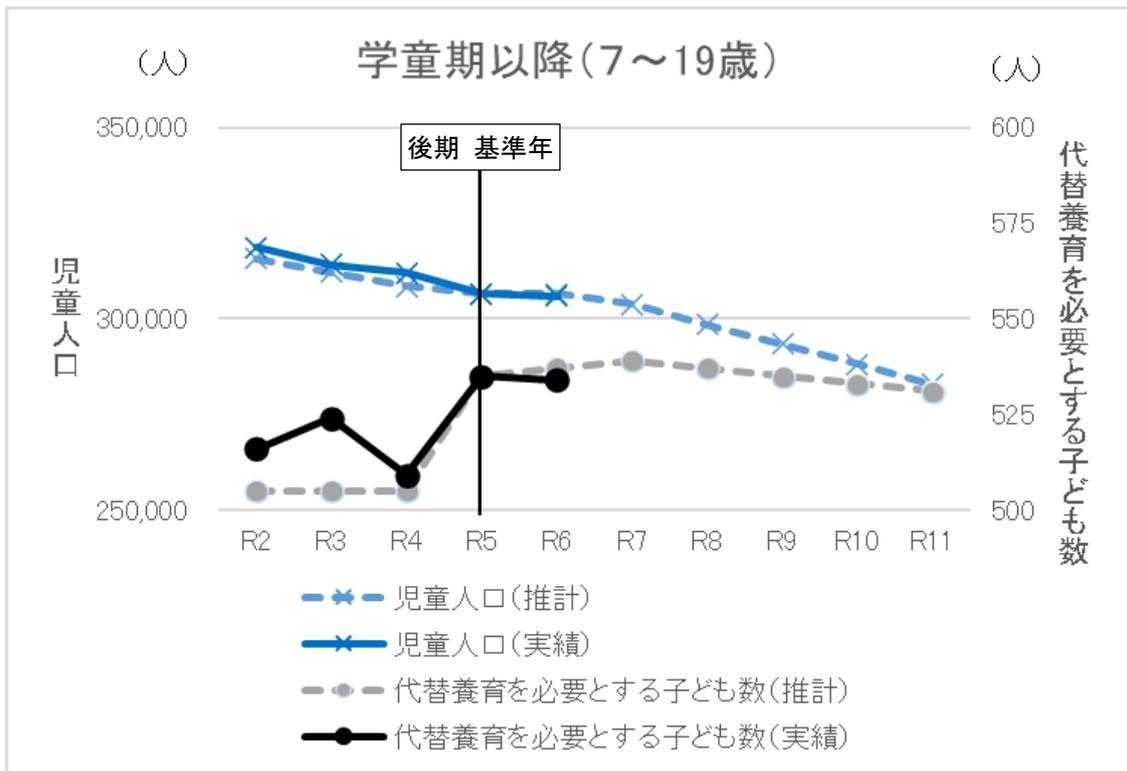
(1) 代替養育を必要とする子ども数（需要量）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (後期基準年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度 (後期最終年)	
児童人口 (県所管 域)	3歳未満 (0～2歳)	推計	58,997	57,852	56,707	50,725	50,725	49,479	49,395	49,311	49,226	49,142
		実績	54,988	54,014	53,191	50,725	49,821					
	3歳以上 の就学前 (3～6歳)	推計	83,382	82,117	80,852	76,537	76,537	74,446	73,451	72,456	71,460	70,465
		実績	84,512	83,064	81,071	76,537	76,800					
	学童期以 降(7～19 歳)	推計	315,681	312,041	308,401	306,543	306,543	303,759	298,516	293,273	288,031	282,788
		実績	318,528	314,111	311,882	306,543	305,809					
計	推計	458,060	452,010	445,960	433,805	433,805	427,684	421,362	415,040	408,717	402,395	
	実績	458,028	451,189	446,144	433,805	432,430						
代替養育 を必要と する子ども 数	3歳未満 (0～2歳)	推計	109	108	107	78	77	76	77	78	79	80
		実績	93	87	90	78	82					
	3歳以上 の就学前 (3～6歳)	推計	113	113	113	134	132	130	131	132	133	134
		実績	111	135	115	134	141					
	学童期以 降(7～19 歳)	推計	505	505	505	535	537	539	537	535	533	531
		実績	516	524	509	535	534					
計	推計	727	726	725	747	746	745	745	745	745	745	
	実績	720	746	714	747	757						

※潜在的な需要（保護期間が2か月を超える一時保護児童）を含む。

実際の措置委託子ども数は、R2：689人、R3：692人、R4：667人、R5：686人、R6：694人
(各年度3月1日現在)

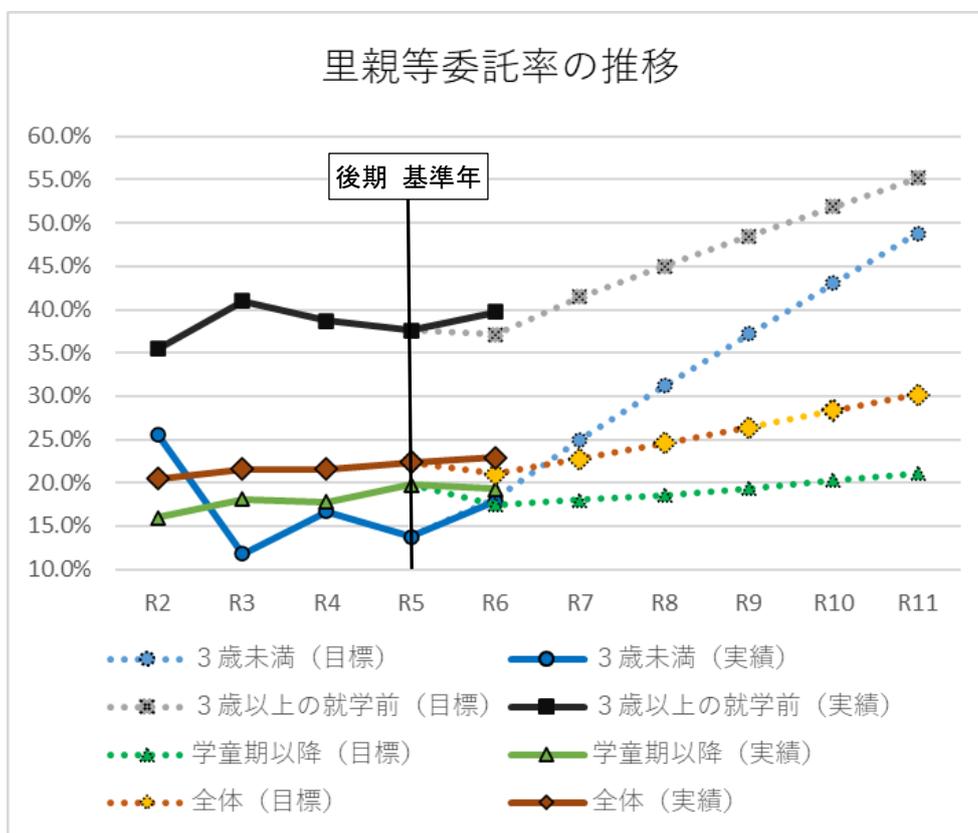




- ✓ 児童人口はほぼ推計どおりとなっている。
- ✓ 一方、代替養育を必要とする子ども数については、「乳幼児」及び「就学前」で推計よりも微増となり、全体としても微増となった。

(2) 里親等委託率

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (後期基準年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度 (後期最終年)
3歳未満	目標	—	—	—	13.8%	18.2%	25.0%	31.2%	37.2%	43.0%	48.8%
	実績	25.6%	11.8%	16.7%	13.8%	17.9%					
就学前	目標	—	—	—	37.6%	37.1%	41.5%	45.0%	48.5%	51.9%	55.2%
	実績	35.5%	41.0%	38.7%	37.6%	39.7%					
学童期 以降	目標	—	—	—	19.8%	17.5%	18.0%	18.6%	19.4%	20.3%	21.1%
	実績	16.0%	18.1%	17.8%	19.8%	19.3%					
計	目標	—	—	—	22.4%	21.0%	22.8%	24.6%	26.4%	28.3%	30.2%
	実績	20.5%	21.6%	21.6%	22.4%	22.9%					



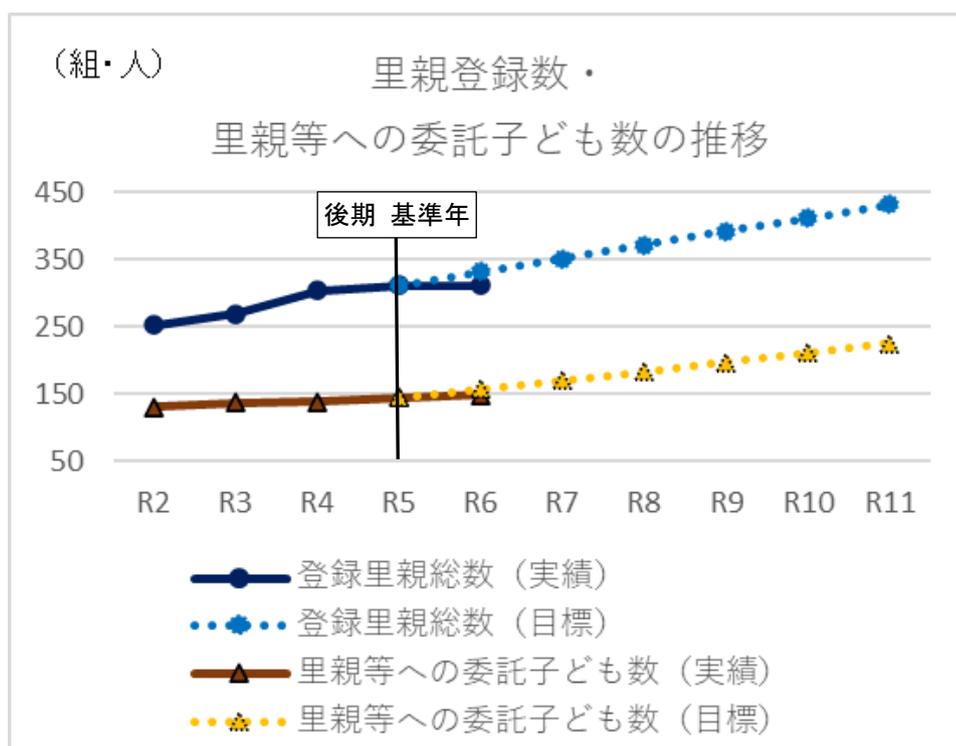
- ✓ 令和6年度は、里親等委託率（全体）は微増となっている。
- ✓ 年齢区分別に見ると、「3歳未満」及び「就学前」は増加したものの、「学童期以降」は微減となった。
- ✓ なお、里親等委託率には養子縁組成立件数が反映されないが、パーマネンシー保障の観点から、養子縁組が適当と考えられる子どもについての検討も進めていく必要がある。
【参考・里親委託解除数のうち、養子縁組成立による解除数】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2	5	6 (1)	3 (0)	2 (0)

※ カッコ内は普通養子縁組による解除数。

(3) 里親登録数（供給量）及び里親等への委託子ども数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (後期基準年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度 (後期最終年)
里親登録数 (供給量)	目標	—	—	—	312	332	352	372	392	412	432
	実績	253	269	304	312	312					
里親等への 委託子ども数	目標	—	—	—	145	157	170	183	197	211	225
	3歳未満	—	—	—	9	14	19	24	29	34	39
	3歳以上の 就学前	—	—	—	44	49	54	59	64	69	74
	学童期以降	—	—	—	92	94	97	100	104	108	112
里親等への 委託子ども数	実績	130	137	138	145	148					
	3歳未満	20	9	11	9	12					
	3歳以上の 就学前	39	48	46	44	48					
	学童期以降	71	80	81	92	88					

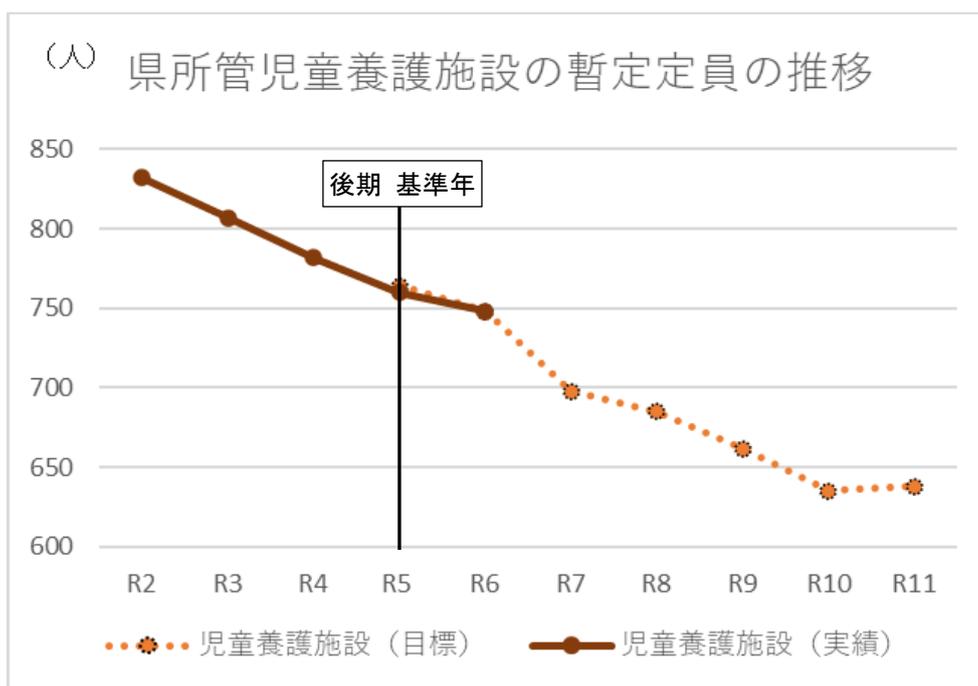


- ✓ 里親登録数について、令和6年度は横ばいとなり、令和6年度の目標を下回った。
- ✓ 委託子ども数は微増したものの目標を下回っており、里親委託推進のため、どのように里親家庭を支援していくかが課題となっている。

(4) 乳児院・児童養護施設等の供給量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (後期基準年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度 (後期最終年)
乳児院	目標	—	—	—	71※	71※	71※	71※	71※	71※	71※
	実績	77	77	77	71※	71※					
児童養護施設	目標	—	—	—	764※	748※	698※	685※	662※	635※	638※
	実績	832※	807※	782※	760※	748※					
児童自立支援施設	目標	—	—	—	29※	36※	36※	36※	36※	36※	36※
	実績	32※	32※	30※	29※	29※					
児童心理治療施設	目標	—	—	—	39※	42※	42※	42※	42※	42※	42※
	実績	36※	34※	31※	39※	42※					

※暫定定員



- ✓ 児童養護施設の供給量は、令和6年度も引き続き減少している。これは施設が計画的に小規模化を行っているだけでなく、子ども一人一人への支援を行うために必要な人員確保が困難な状況であることから、定員まで入所を受けられないことによる減少であると推測される。
- ✓ このような状況の中、児童養護施設等の小規模化・地域分散化については、施設養育の需要の動向を見ながら、慎重に進めていく必要がある。

「代替養育の需要量と供給量」に係る評価及び今後の対応

（令和 6 年度実績に対する評価）

- 代替養育を必要とする子ども数が微増となる一方で、児童養護施設の供給量が減少している。
- 「里親等委託率」の増加を目標としているが微増であり、また、「里親登録数」及び「委託子ども数」については横ばいとなった。

（今後の対応）

- 現在、令和 8 年度に里親支援センターの開設に向けた調整を行っているが、同センターの開設により、里親等委託のさらなる推進を図り、「里親等委託率」の増加とともに、代替養育を必要とする子どもの措置・委託先を確保する。

2. その他の評価項目について（※別添「神奈川県社会的養育推進計画〈指標編〉令和7年3月現在」参照）

その他、計画の進捗状況については、「取組みの方向（4つの柱）」ごとに設定する評価項目により把握することとしています。

このたび、計画を補足する「指標編」の該当箇所を令和7年3月現在の状況に更新する形で、進捗状況の把握を行いました。

柱1「子どもの権利擁護の推進」に係る評価及び今後の対応

（令和6年度実績に対する評価）

- 県では、令和5年3月に子どもの権利ノートを改訂し、施設や里親家庭へ措置となる子どもに対して、権利ノートを用いて子どもの持つ権利について丁寧な説明を行った。一方で、一時保護された子どもに対する権利擁護の説明については、令和6年度は入所時に意見箱の設置等の取組みを伝えるに留まり、権利ノートを用いた説明が実施できていない。そのため、子どもアンケート結果の「権利ノートを知っているか」の回答が56%と低い数値になっていると考えられる。
- 児童相談所では、子ども自身の意見を聴取した上で援助方針を作成することとしているが、子どもの意見を聴取し、作成できたケースは75%に留まっている。これは、言語での意思疎通が難しい障がい児や乳児等への説明、意見聴取の方法が確立されていないことが理由のひとつであると考えられる。
- 意見表明等支援事業について、令和6年4月に「かながわ子どもの声センター」を設置し、意見表明等支援事業の本格実施と合わせて子どもへの権利擁護の啓発を行った。意見表明等支援事業のことを知っている子どもの割合は6割程度になっているが、参加した子どもの9割以上が意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じているなど、子どもから一定の評価を得ている。
- 令和2年4月の改正児童福祉法等により、子どもへの体罰が法律で禁止されたことを受け、県では令和2年度より体罰に関する意識調査を実施している。体罰が法律で禁止されたことについて、「知っている」と答えた人は令和2年度の72%から、ほぼ横ばいとなっている。なお、子どもに向けた普及啓発の取組みとしては、県域29市町村の公立小学校1年生を対象に「子どもの気づき普及啓発カード」を作成・配布しており、一定の成果に繋がっていると考えられる。

（今後の対応）

- 今後、一時保護所向けの子どもの権利ノートもしくはそれに類する取組みについて、児童相談所とともに検討する。
- 子ども自身の意見を聴き、援助方針を作成する取組みを徹底するとともに、障がい児や乳児等への権利擁護に関する説明や意見表明に関する取組み、援助方針への子どもの意見聴取等について、どのような方法が有効であるか、検討を重ねていく。
- 「かながわ子どもの声センター」の取組みについて知らない子どもが一定数いるため、事業を段階的に実施する予定となっている里親家庭や自立援助ホームに対してもしっかりと周知広報を行い、取組みを推進する。

- 子どもを含めた更に多くの県民に体罰が法律で禁止されていることを知ってもらうため、より効果的な普及啓発について検討する。

柱2「子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進」に係る評価及び今後の対応

(令和6年度実績に対する評価)

- 児童福祉司、児童心理司については、毎年増員を図っているものの、国の配置基準を満たすことはできていない。
- 県所管域内には3か所の一時保護所があるが、慢性的な定員超過の状態が続いており、平均保護日数や平均入所率の高さが課題となっている。一時保護所職員の工夫と努力により、大きな事故等は発生していないが、一時保護所で生活する子どもの安全や権利が脅かされる事態も生じかねない状況にある。また、一時保護所職員を対象とした研修について、全職員が受講することが望ましいが、研修当日に子どもの支援に入る職員が受講できていないなど、課題がある。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施数は、前年度よりも増加した。

(今後の対応)

- 若手職員を対象とした面談や定期的な研修等により、人材流出を防ぐとともに、採用試験の複数回の実施や職場体験インターンシップ等により、人材確保に努める。
- 児童養護施設や里親等への一時保護委託を進めるため、保護先の確保、調整等を行っていく必要がある。また、一時保護所職員を対象とした研修については、オンラインやオンデマンドを活用するなど、全職員が受講できるような研修体系を検討していく。
- 子育て短期支援事業を実施している児童養護施設のうち、1施設が令和7年度から児童家庭支援センターの事業を開始しており、今後も、児童家庭支援センターの設置数増に向けた取組みを進めていく中で、市町村から家庭支援事業の委託を受けられないか、児童養護施設に対して働きかけていく。

柱3「家庭と同様の環境における養育の推進」に係る評価及び今後の対応

(令和6年度実績に対する評価)

- 里親等への委託推進について、里親等委託率は令和6年度末で22.9%と前年度に比べて微増となっている。年齢層別に見ると、3歳未満が令和6年度末で17.9%となり、前年度に比べて4.1%増加していることから、乳幼児の里親委託については推進が図られていると考えられる。一方で、学童期以降では前年度比で微減となっていることから、里親委託に向けた支援に取り組む必要があり、学童期においても里親への一時保護委託の積極的な活用を検討し、その後の措置委託へスムーズにつなげていくことが挙げられる。里親登録数では、年間の登録数と辞退数が同数であり、里親登録

数は横ばいとなった。里親の高年齢化や介護、共働きによる環境の変化等の理由により、辞退が多くあることによるものと考えられる。

- 児童養護施設等の高機能化において、県所管施設では地域小規模児童養護施設の開設準備や小規模グループケア形態の構築が進んでいる。小規模グループケアについては、令和6年度は児童養護施設が12施設、乳児院が3施設、児童心理治療施設が1施設の指定を受けており、家庭的な養育環境の提供が図られている。
- 令和6年度からファミリーホームが1カ所運営を開始した。養育里親からの継続委託はあるが、新規の長期委託はなかった。

(今後の対応)

- 里親等への委託推進については、令和8年度に里親支援センターを開設し、これまで以上に里親の相談支援の充実を図る。その上で里親等委託率については、未委託と未活動里親に焦点を当て、供給量の掘り起こしを行う。里親登録数については、里親が活動しやすいよう、相談体制や支援体制をより充実するとともに、民間企業と連携しながら県域での普及啓発と広報啓発に引き続き取り組んでいく。
- 児童養護施設等の高機能化については、引き続き推進するとともに、供給量の確保も含めて総合的に検討する。
- ファミリーホームについて、児童相談所と連携して委託を推進するとともに、設置希望者を開拓し、家庭的な養育環境の拡充を図る。

柱4「社会的養護経験者等の自立支援の推進」に係る評価及び今後の対応

(令和6年度実績に対する評価)

- 令和6年4月より「社会的養護自立支援拠点事業所」となったあすなろサポートステーションにおいて、施設や里親家庭でくらす子どもや、施設退所者等に対して相談支援や、交流の場を設定するとともに、社会常識や生活技能等を習得するための講演会などを実施した。
- 児童自立生活援助事業については、令和6年度はⅡ型5箇所14人、Ⅲ型2箇所2人の設置が進み、成人期へとつなぐ子どもの自立支援が推進されている。

(今後の対応)

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者の実情について、令和7年度より実態把握調査を実施するとともに、自立支援協議会を設置している。この調査を通してケアリーバーの生活実態やニーズを把握し、今後の取組みを検討する。
- 措置解除後に自立に向けた支援を行う児童自立生活援助事業(Ⅱ型)の設置促進については、各施設と児童相談所において措置延長に関する考え方を整理、共有しながら進めていく

3. 今後の対応について

引き続き、4つの柱ごとに、可能なものから着実に取組みを進めてまいります。